

浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

上 申 書

平成26年9月18日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

頭書事件につき、申立人らは、相手方の平成26年9月17日付回答書（2）について、以下のとおり上申いたします。

- 1 相手方の本和解案に対する回答は、前回の平成26年6月25日付回答書と同様であり、全面拒否回答に他なりません。

このような全面拒否回答は、相手方が「新・総合特別事業計画」（平成26年1月15日認定）において「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」との宣言に真っ向から反しており、著しく不当な対応です。

また、総括委員会が、同年8月4日の「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」において、仲介委員が提示した和解案を拒否する相手方の態度

について、新・総合特別事業計画で自ら誓約した和解案の尊重の放棄、和解仲介手続自体の軽視、貴センターの役割の阻害、原賠法が定める損害賠償システム自体の信頼の毀損であると厳しい言葉を並べ、強く再考を求めましたが、にもかかわらず、相手方は何ら態度を変えようとしていません。これは、貴センターを始めとして日本政府が3年以上かけて行ってきた原子力事故損害賠償制度を真っ向から否定するものといえ、到底看過できません。

- 2 相手方は、本和解案を拒否する理由として、本補充書が指摘する「帰還の目途も立っていない状況」で避難が長期化することによって申立人ら各人が「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」していることにつき、中間指針等において評価されていることをあげています。

しかしながら、相手方の主張は、自己に都合のいい解釈を展開しているだけであって、あいかわらず、本和解案の内容を正しく理解していないと言わざるを得ません。

- 3 以上のことから、申立人らは、貴センターに対し、相手方が本和解案の内容を正しく理解するため説明を継続するとともに、本和解案をすべて受諾するよう強く説得してくださいますようお願いいたします。

以 上